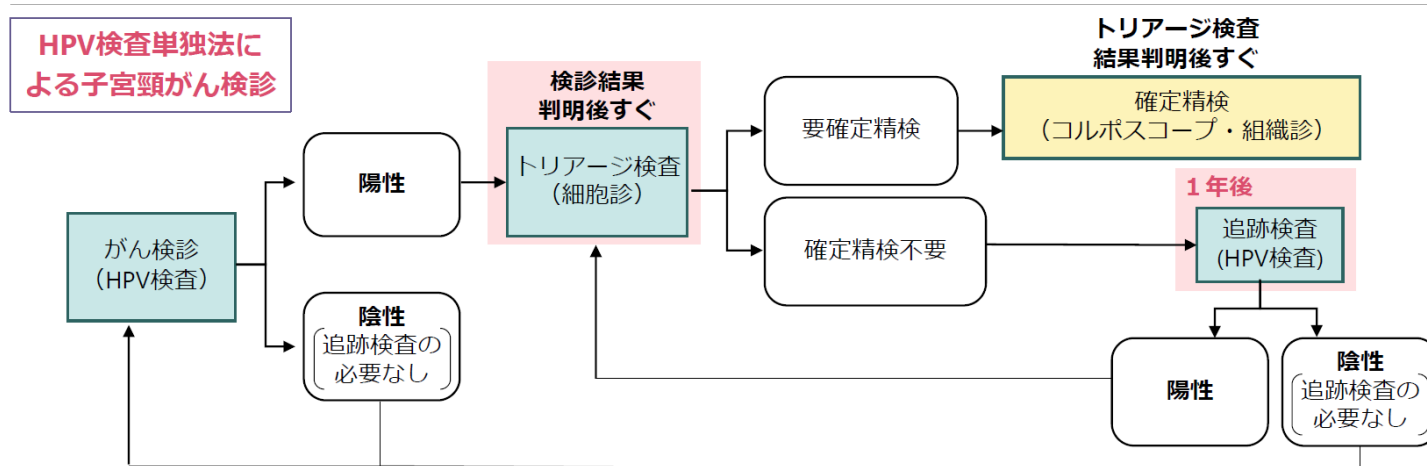
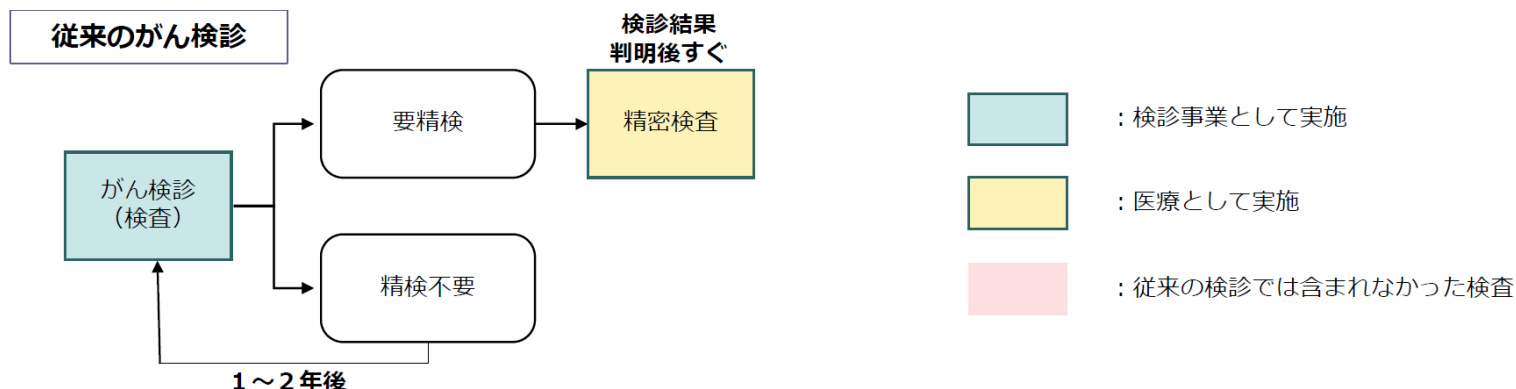


子宮頸がん検診HPV検査単独法の検討について

子宮頸がん検診HPV単独法について

<対象年齢と検診方法>

年齢	HPV検査単独法を導入した場合	現在の方法
20歳～29歳	2年に1回の細胞診	2年に1回の細胞診
<u>30歳～60歳</u>	<u>5年に1回のHPV検査単独法</u>	
61歳～	2年に1回の細胞診	

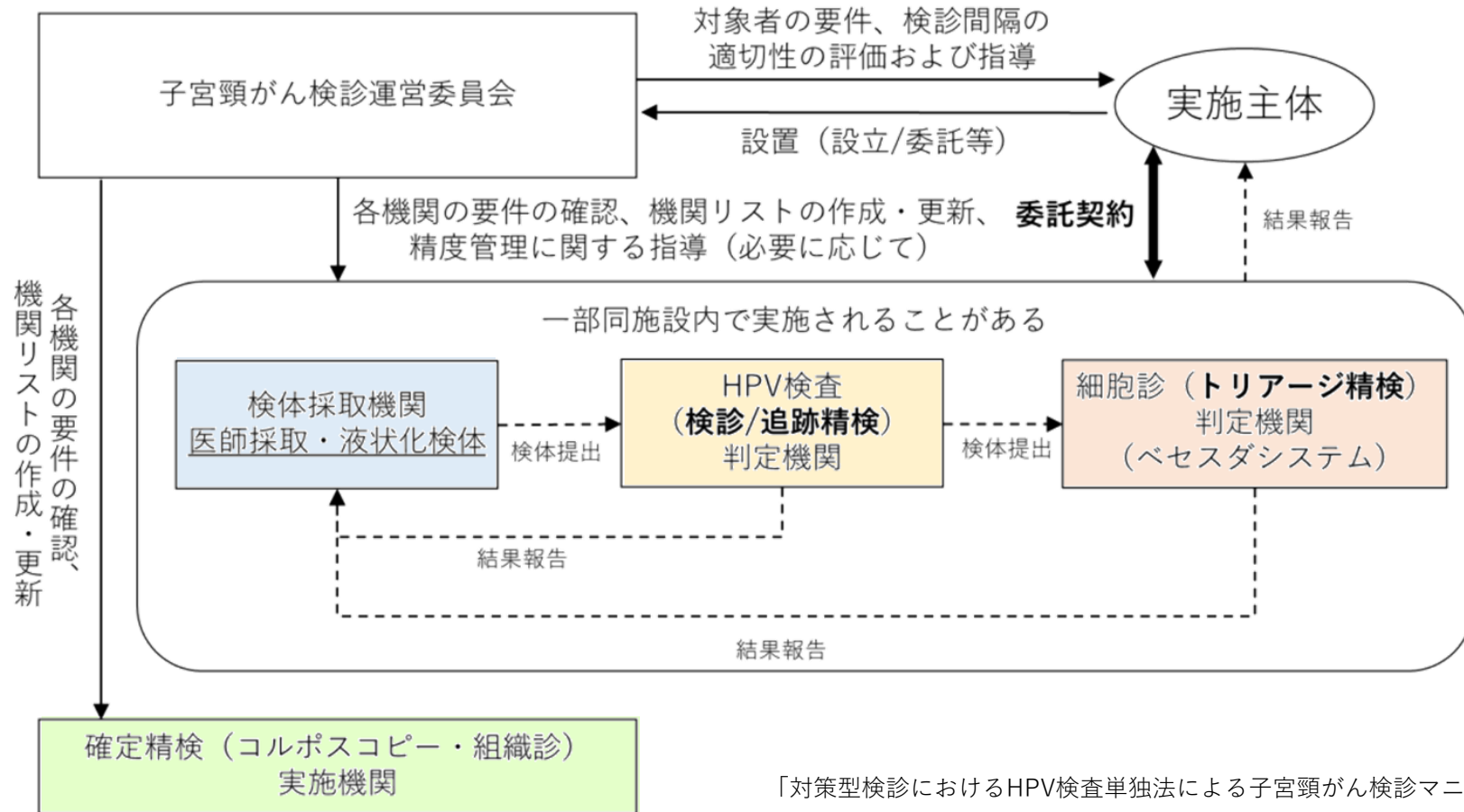


次の節目年齢*又はHPV検査陰性確認から5年後

*節目年齢とは、30歳からの5年刻みの年齢のことをいう。

子宮頸がん検診HPV単独法について

< 検診に関する機関の関係と役割 >



「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」から抜粋

本年度から、検討ワーキンググループを開催し、「実施主体（市町村）」「検体採取機関（検診実施機関）」「HPV検査判定機関・細胞診判定機関（HPV検査機関・細胞診センター）」が必要な対応を整理した上で、横断的に検討が必要な事項を中心に検討を行っている。

これまでの検討の結果、**乳がん・子宮がん部会が「子宮頸がん検診運営委員会」を兼ねる**方針で決定。（ただし、導入直後はワーキングを継続し、実施状況の把握と必要に応じて改善方法の検討を実施。）

子宮頸がん検診HPV単独法について

○「検診運営委員会は、乳がん・子宮がん部会が兼ねて運営する」方針

なお、具体的な運営方法は以下のとおり

- ・部会で具体的な検討・協議することは難しいため、当面は当ワーキングで検討し、その結果を運営委員会（部会）に報告し承認いただく。
- ・導入後もスムーズな運営ができるまでの1～2年は当ワーキングを継続し、実施状況の把握と必要に応じて改善方法の検討を行う。
- ・導入から3年目以降は、ワーキングを解散し、実施状況の把握と必要な指導を部会が直接行う。

委員会の役割	導入検討時	導入後1～2年まで	導入から3年目以降
①実施主体への確認・指導 (検診対象者の要件、検診間隔の設定、受診者を管理するデータベースの管理)	WGで標準的な対象者、検診間隔を検討、健康管理システムで管理できることの確認 →部会に報告	WGで各市町村の実施状況を確認 →部会に報告・必要に応じて部会から指導	必要に応じて部会で実施状況を把握、指導
②検診機関等のリスト作成と更新	WGで要件の検討 →部会で登録・リストの作成	部会でリストの更新	部会でリストの更新
③検診結果の通知方法の指定又は確認	WGで雛形の作成 →部会に報告	WGで各市町村の実施状況を確認・必要に応じて改善の検討 →部会に報告	必要に応じて部会で実施状況を把握 →検討が必要な場合には、改めてWGの設置も検討
④検診プログラム全体の評価等			